

## 蕨市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

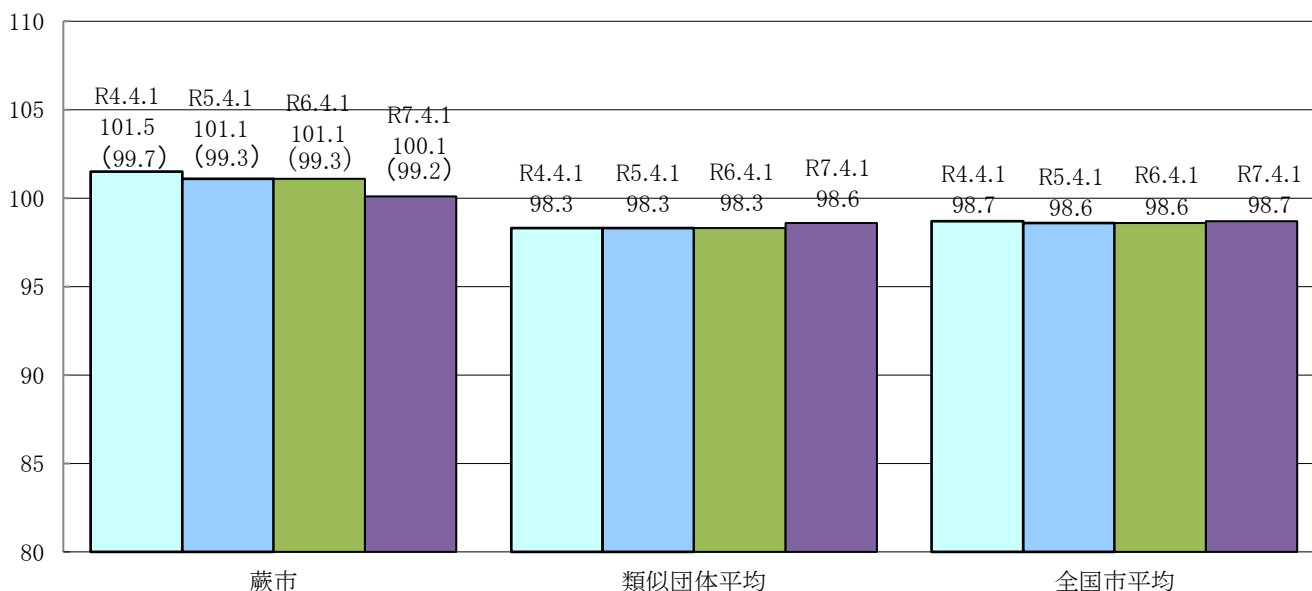
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	76,342	30,786,390	1,768,601	4,841,080	15.7	14.6

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	464	1,772,254	567,342	810,643	3,150,239	6,689	6,391

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

高齢層職員対策の未実施が一因と考えているが、今後のラスパイレス指数の動向や近隣市の状況を踏まえ、実施について検討していく予定。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っています。その他、各種手当について見直しを行っています。

①給料表の見直し

[ 実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

<理由>

本市の給料表が国と異なる給料表を用いており、国の俸給表と構造が大きく異なることや、成績上位者である上位区分の昇給への反映を行っていないため。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

<支給割合> 制度完成時(令和9年度)については、国基準12%に対し、蕨市は未定。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による 支給割合	15%	14%	13%
蕨市の支給割合	13%	13%	13%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を除く)及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蕨市	42.6 歳	340,305 円	450,453 円	414,635 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
蕨市	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
うち用務員	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	運搬・清掃・ 包装等従事	49.0 歳	251,000 円	-
うちその他	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
埼玉県	54.2 歳	131 人	316,323 円	370,015 円	351,420 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	-	-	-	-
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円	-	-	-	-

※個人情報保護の観点から対象となる職員数が1人及び2人の場合は、各欄をアスタリスク(\*)とする。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
蕨市	-	-	-
うち用務員	* 円	3,395,700 円	*
うちその他	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蕨市	37.2 歳	304,761 円	406,942 円	360,304 円
埼玉県	-	-	-	-
国	41.3 歳	364,188 円	-	442,129 円
類似団体	37.6 歳	299,039 円	401,052 円	339,439 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蕨市	37.7 歳	290,764 円	364,094 円	340,560 円
埼玉県	-	-	-	-
国	44.2 歳	346,980 円	-	395,165 円
類似団体	39.4 歳	303,242 円	354,258 円	337,862 円

⑤医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蕨市	54.1 歳	557,467 円	1,321,320 円	811,395 円
埼玉県	-	-	-	-
国	53.9 歳	522,988 円	-	860,880 円
類似団体	44.5 歳	533,923 円	1,115,306 円	680,195 円

⑥看護保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蕨市	46.3 歳	334,262 円	435,292 円	395,731 円
埼玉県	-	-	-	-
国	48.2 歳	333,346 円	-	375,323 円
類似団体	40.9 歳	316,270 円	391,643 円	349,374 円

⑦消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蕨市	39.4 歳	328,044 円	459,155 円	405,852 円
埼玉県	-	-	-	-
国(警察職)	41.7 歳	339,095 円	-	399,794 円
類似団体	38.3 歳	314,158 円	408,597 円	362,197 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		蕨 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	228,735 円	220,000 円
	高 校 卒	188,700 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	206,500 円	201,766 円	-
税 務 職	大 学 卒	220,000 円	-	-
	高 校 卒	188,700 円	-	-
福 祉 職	短 大 卒	204,700 円	-	-
医 師 職	大 学 卒	293,100 円	-	-
看護保健職	短 大 卒	255,600 円	-	-
消 防 職	大 学 卒	240,700 円	-	-
	高 校 卒	210,900 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,483 円	366,575 円	405,257 円	407,050 円
	高 校 卒	252,600 円	- 円	312,400 円	371,300 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
税 務 職	大 学 卒	264,300 円	- 円	362,200 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
福 祉 職	短 大 卒	259,800 円	282,550 円	323,200 円	366,500 円
医 師 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	586,500 円
看護保健職	短 大 卒	- 円	319,800 円	370,100 円	366,600 円
消 防 職	大 学 卒	288,000 円	- 円	410,100 円	398,500 円
	高 校 卒	- 円	316,600 円	368,100 円	399,750 円

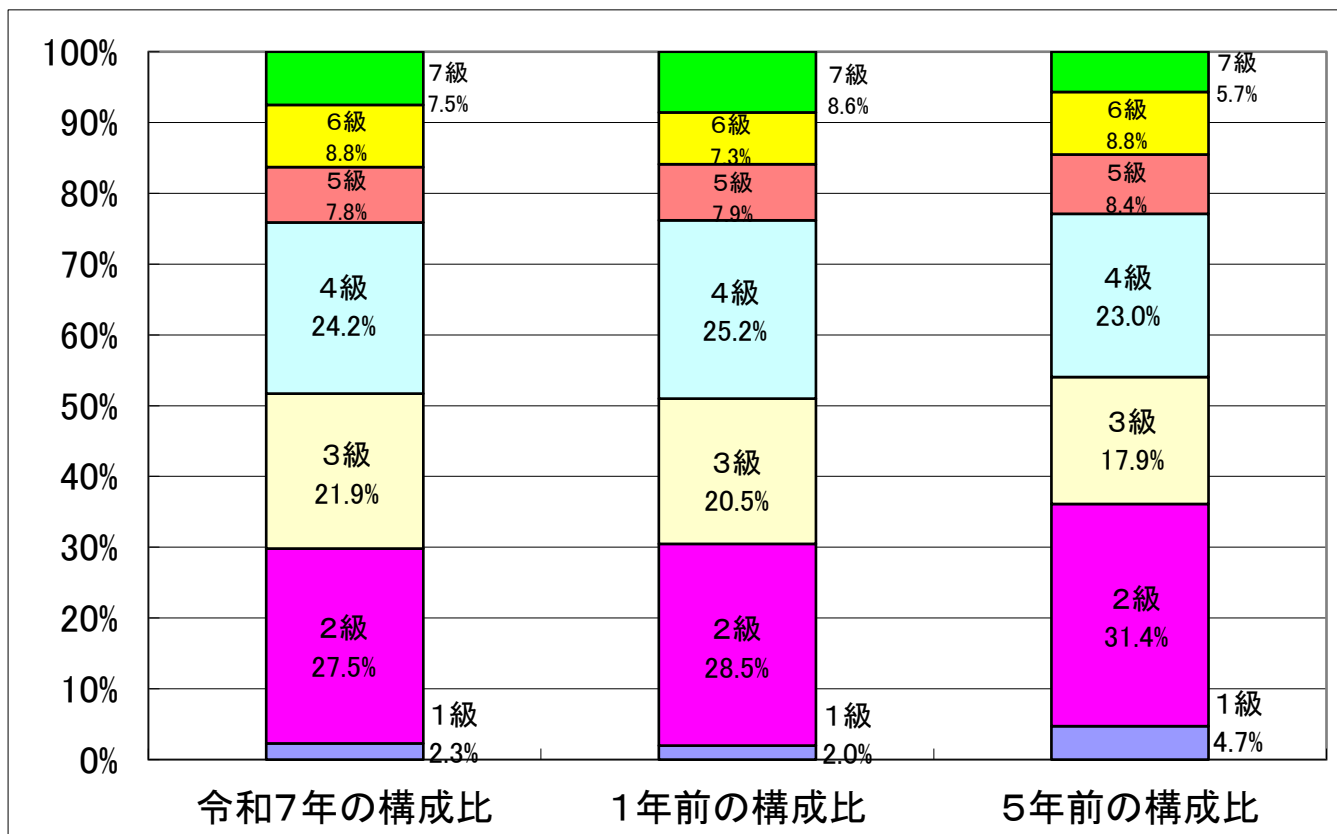
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

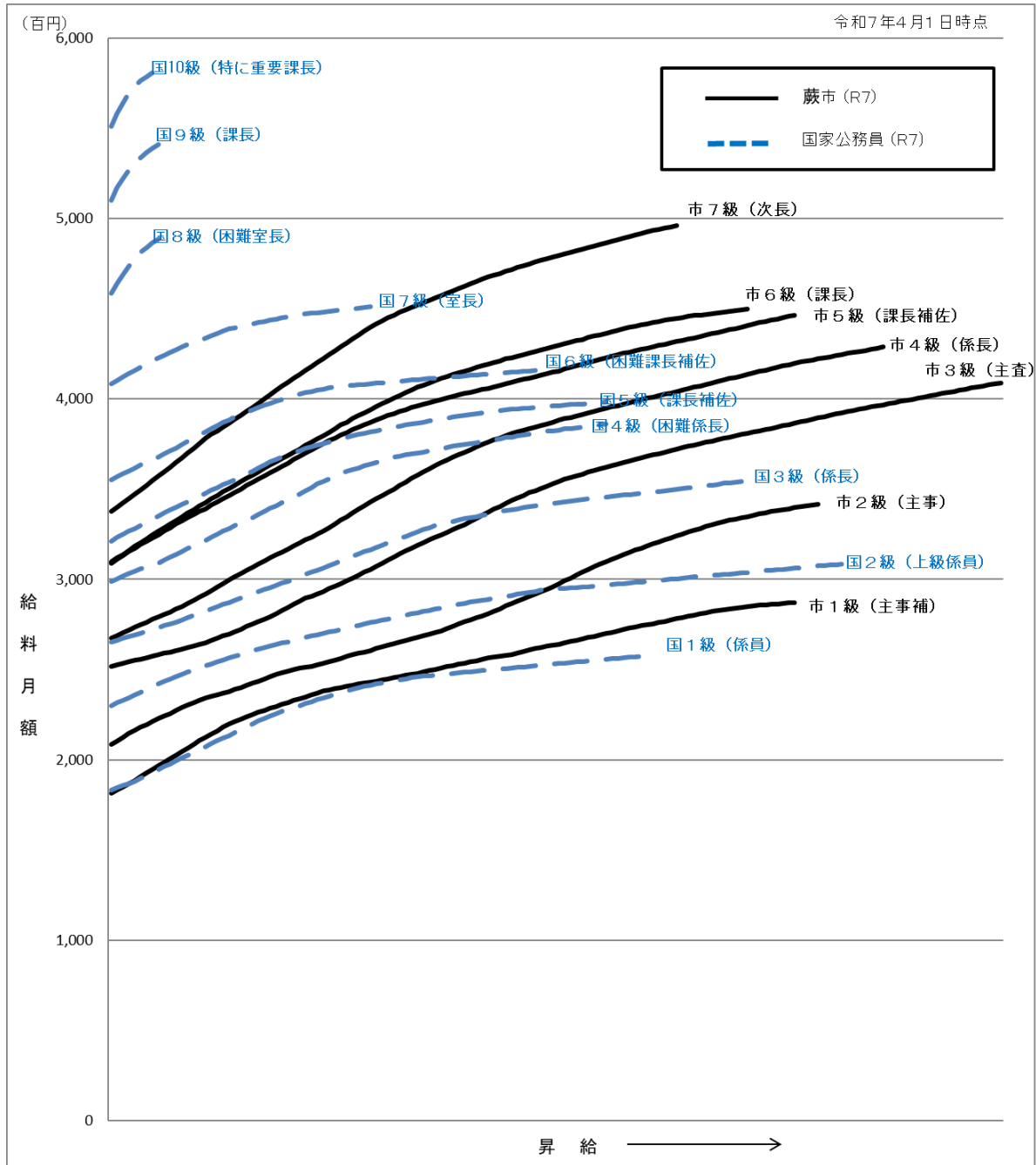
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・次長	23人	7.5%	337,500円	495,900円
6 級	課長	27人	8.8%	309,700円	449,700円
5 級	課長補佐	24人	7.8%	309,000円	446,300円
4 級	係長・専門員	74人	24.2%	267,400円	428,900円
3 級	主査・技術主査	67人	21.9%	251,700円	413,500円
2 級	主事・技師	84人	27.5%	208,500円	341,800円
1 級	主事補・技師補	7人	2.3%	181,500円	287,100円

(注)1 蕨市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(蕨市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ(一律)	○	○	○	○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

蕨 市		埼 玉 県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,800 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,708 千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.000 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.000 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.000 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(蕨市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

蕨 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,850 千円	22,119 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		340,404 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		536,914 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域	13 %	652 人	14 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		88,801 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		498,881 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		27.3 %		
手当の種類(手当数)		11		
手当の名称	主な支給対象職員	支給を受ける者の範囲	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務手当	納税課職員	市税及び国民健康保険税の徴収のため 臨宅業務に従事した職員	3 千円	月額2,500円
社会福祉業務手当	生活保護担当職員	生活保護指導の現業に従事した職員及び 査察指導の業務に従事した職員	1,056 千円	月額5,500円
消防手当	消防署職員	ア 救急事故等に出場し、救急業務等の 活動に従事した職員	1,591 千円	1回100円
		イ 火災、救助その他の災害等に出場し、 消防活動等に従事した職員	464 千円	1回500円
		ウ ア又はイのうち、次に掲げる自動車の 機関業務に従事した職員		
		(ア) 道路交通法(昭和35年法律第105 号)に規定する大型自動車、中型自動車 又は準中型自動車	— 千円	1回200円
		(イ) 道路交通法に規定する普通自動車	— 千円	1回100円
		エ 救急救命士法施行規則(平成3年厚 生省令第44号)第21条各号に掲げる救急 救命処置を実施した職員	— 千円	1回500円
災害応急作業等手当	消防署職員	ア 国又は他の地方公共団体の要請に基 づき、本市の区域外の地域に派遣され、 異常な自然現象、大規模な事故等による 重大な災害の応急対策、復旧等の支援業 務に従事した職員	— 千円	日額710円
		イ 消防組織法(昭和22年法律第226号) 第45条第1項に規定する緊急消防援助隊 として消防業務に従事した職員	— 千円	日額840円
		ウ イのうち、大規模な災害として主に災害 救助法(昭和22年法律第118号)が適用さ れる区域において消防業務に従事した職 員	— 千円	日額1,080円
		エ イのうち、災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)に基づく立入禁止等の措置 がなされた区域等著しく危険と認める区域 において消防業務に従事した職員	— 千円	日額2,160円
放射線取扱業務手当	市立病院放射線科職員	放射線取扱作業に直接従事した職員	208 千円	月額4,000円
薬剤師及び臨床検査技 師等業務手当	市立病院薬剤科及び臨 床検査科職員	専ら劇物劇薬及び病理細菌業務に従事し た薬剤師、臨床検査技師及び衛生検査技 師	365 千円	日額100円
夜間看護業務手当	看護科職員	市立病院において午後10時から翌日の午 前5時までの全部を含む時間を正規の勤 務時間として勤務した看護科の職員	15,252 千円	1回5,000円
分娩手当	市立病院医師	市立病院において午後5時15分から翌日 の午前8時30分までの間に分娩業務に従 事した医師	975 千円	1回15,000円

医師研究手当	市立病院医師	市立病院等に勤務する職員のうち医療職給料表(1)の適用を受ける職員	13,740	千円	職務に応じ月額15,000～150,000円
医師出張業務手当	市立病院医師	施設等に臨時に出張勤務を命ぜられた医師	14,165	千円	勤務した時間に応じ、1回5,000～15,000円
診療特別手当	市立病院医師	市立病院に勤務する職員のうち医療職給料表(1)の適用を受ける職員	43,800	千円	月額250,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	165,030	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	333	千円
支給実績(令和5年度決算)	153,969	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	290	千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同じ		70,844 千円	253,920 円
住居手当	借家・借間居住者は家賃額から積算して28,000円を限度に、持ち家所有者(共有含む)は2,000円を支給	異なる	自宅居住者に対して支給。	51,625 千円	118,406 円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、欠員補充が困難であると認められる職に対して支給。採用後の期間に応じ、最高161,400円を支給	異なる	国より総じて低い金額を支給している。	17,962 千円	1,282,964 円
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額を1ヶ月あたり最高150,000円まで、交通用具使用者は通勤距離に応じ2,000円～31,600円を支給	異なる	交通用具使用者の距離区分を、国より細分化。	32,933 千円	70,369 円
管理職手当	管理職に対し、手当を支給。 理事級80,000円 部長級60,000円 次長級48,000円 課長級44,000円 課長補佐級34,000円 保育園長等23,000円	異なる	国より総じて低い金額を支給している。	57,114 千円	488,154 円
宿日直手当	市立病院で宿直・日直勤務を行った職員に支給。 一般の宿直・日直4,300円 一般の半日直2,100円 医師の宿直・日直60,000円 医師の半日直30,000円	異なる	一般宿日直100円低、医師宿日直39,000円高。	12,950 千円	479,630 円
夜勤手当	正規の勤務時間として22時～翌5時まで勤務した場合、1時間あたりの給与額の25/100を支給。	同じ		16,897 千円	135,173 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合、1時間あたりの給与額に135/100を乗じた額を支給。	同じ		27,155 千円	212,147 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が災害への対処のため、やむを得ず平日深夜に勤務した場合等に支給。 次長級以上10,000円 課長級8,500円 課長補佐級7,000円 保育園長等6,000円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	885,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,120,000 円 / 510,000 円	
	副 市 区 町 村 長	775,000 円	934,000 円 / 614,600 円	
報 酬	議 長	475,000 円	757,000 円 / 400,000 円	
	副 議 長	425,000 円	670,000 円 / 326,000 円	
	議 員	415,000 円	606,000 円 / 303,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×0.3×勤続月数	(1期の手当額) 12,744,000	(支給時期) いずれも退職時に支給。
	副 市 長	給料月額×0.2×勤続月数	7,440,000	ただし、退職後に再選(再任)された場合は、引き続き在職していたものとみなして勤続期間を加算する。
	備 考	上限額=給料月額×60		

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

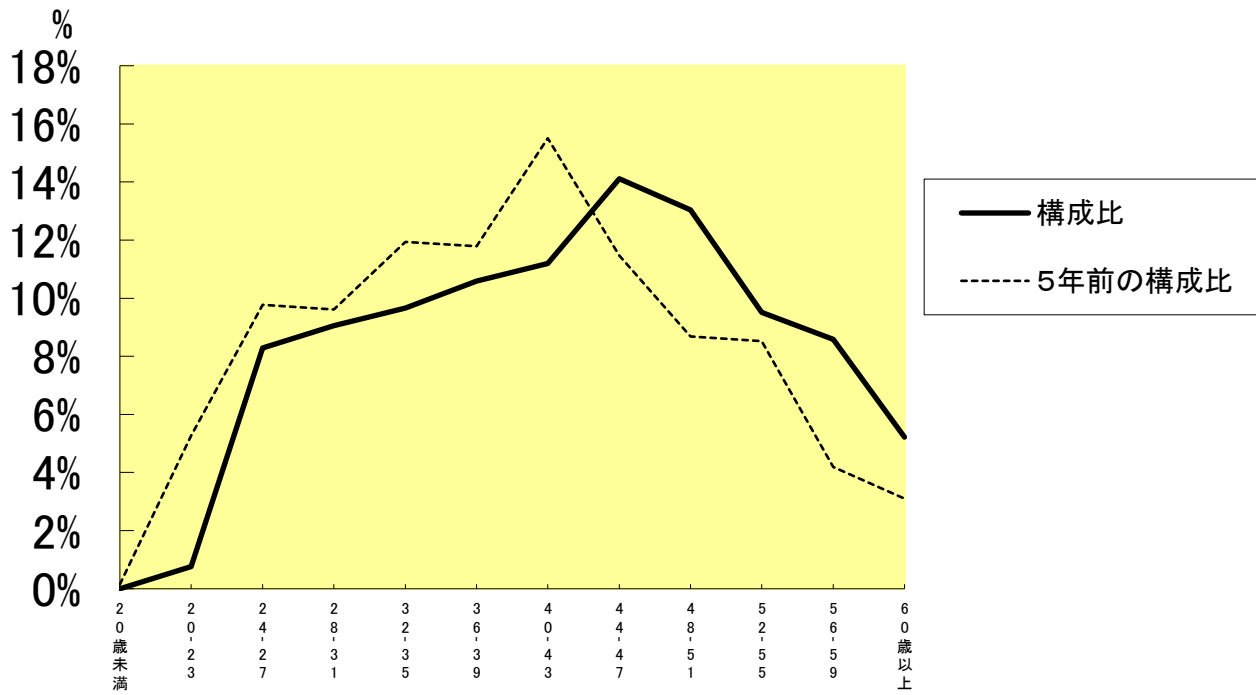
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
		令和6年	令和7年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	6	0	公共施設整備、国勢調査等に係る業務増に伴う増員	
		総 務	84	86	2		
		税 務	31	31	0		
		労 働	1	1	0		
		農林水産	1	1	0		
		商 工	4	4	0		
		土 木	36	37	1		技術職の欠員補充に伴う増員
		民 生	137	133	-4		地域福祉計画策定終了、こども計画策定終了、保育士の欠員に伴う減員
		衛 生	21	20	-1		新型コロナワクチン担当業務の縮小に伴う減員
	計	321	319	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数41.79人 (類似団体の人口1万人当たりの 職員数52.48人)		
普通会計部門	教 育	59	59	0	埼玉県消防学校への派遣職員の帰任に伴う増員		
	消 防	85	86	1			
	小 計	465	464	-1		<参考> 人口1万人当たり職員数60.78人 (類似団体の人口1万人当たりの 職員数65.90人)	
公営企業等	病 院	131	135	4	医療業務の充実に伴う増		
	水 道	14	14	0	埼玉県後期高齢者医療広域連合への派遣職員の帰任に伴う減員		
	下水道	9	11	2		下水道管路耐震化等に伴う増員	
	その他	29	28	-1			
	小 計	183	188	5			
合 計		648 [ 730 ]	652 [ 730 ]	4 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.41人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	54人	59人	63人	69人	73人	92人	85人	62人	56人	34人	652人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	316	317	315	323	321	319	3 (0.9%)
教育	57	57	57	57	59	59	2 (3.5%)
消防	85	85	86	85	85	86	1 (1.2%)
普通会計計	458	459	458	465	465	464	6 (1.3%)
公営企業等会計計	187	188	187	181	183	188	1 (0.5%)
総合計	645	647	645	646	648	652	7 (1.1%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,244,658	96,911	83,959	6.75	6.56

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費42,410千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり		(参考)市町村(政令指定 都市を除く)平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	給与費 千円	B/A	
令和6年度	14人	58,443	18,148	27,141	103,732	7,409	6,316	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
蕨市	43.8 歳	406,008 円	617,453 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,183 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蕨市	蕨市(公営企業職員を除く職員)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,939 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,800 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 )月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 )月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

蕨 市			蕨市(公営企業職員を除く職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (令和6年度支給実績なし)			1人当たり平均支給額 1,850 千円 22,119 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		8,098 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		578,454 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
市内全域	13 %	14 人	13 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,391 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	339 千円
支給実績(令和5年度決算)	4,510 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	451 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 子 13,000円 父母等 6,500円	同じ		1,668 千円	238,286 円
住居手当	借家・借間居住者は家賃額から積算して28,000円を限度に、持ち家所有者(共有含む)は2,000円を支給	同じ		1,572 千円	142,909 円
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額を1ヶ月あたり最高150,000円まで、交通用具使用者は通勤距離に応じ2,000円～31,600円を支給	同じ		1,236 千円	102,985 円
管理職手当	管理職に対し、手当を支給。 理事級80,000円 部長級60,000円 次長級48,000円 課長級44,000円 課長補佐級34,000円	同じ		2,184 千円	546,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として22時～翌5時まで勤務した場合、1時間あたりの給与額の25/100を支給。	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が災害への対処のため、やむを得ず平日深夜に勤務した場合等に支給。 次長級以上10,000円 課長級8,500円 課長補佐級7,000円 保育園長等6,000円	同じ		0 円	0 円